行革のトップランナー 三重県の取り組み



民間でできることは民間で

~ 事務事業の見直し、外部委託に係るガイドライン~

/// 工写 三重県総務局財政・施設分野総括マネージャー

text by Koyama Takumi

行政システム改革

(1)理念、キーワード

三重県は1996年度に生活者起点の 行政運営を目指したさわやか運動推進 大綱を取りまとめ、1997年度に新しい三 重をつくりあげるための指針として「新 しい総合計画・三重のくにづくり宣言」 を策定した。

三重のくにづくり宣言に沿って、生活者の立場に立った行政を展開していくためには、従来の行政の考え方や枠組みを見直し、組織、機構、定員などの改革にとどまらず、職員一人ひとりの意識の持ち方、対応の仕方および組織運営など機能面の改革を含む行政システム全体の構造的な改革を行う必要があった。

そのため、1998年度から、「住民の満足度の向上」を改革の基本理念とし、公共サービスを受ける住民の立場に立った「生活者起点」の行政への転換を図るため、次の3つのキーワードに沿って行政システム改革に取り組んだ。

「分権·自立」

住民ニーズに合ったきめ細かなサービスを、できる限り住民に近いところで各々責任を持って提供する。

「公開·参画」

情報公開を進めるとともに、住民の参画を促し、住民の意見等を公共サービスに反映させる。

「簡素・効率」

官民の役割分担を明確にして、民間でできるものは民間に委ねるなど行政の

スリム化に努めるとともに、効率的な行政 を確保し、最少の費用で最大の効果を 上げる。

行政システム改革における21の改革 項目の中で、民営化等に係るものとし て、事務事業の見直し、外部委託化に 取り組んだ。

(2)事務事業見直し(民営化)

事務事業の見直しは、実施している 県のすべての事業について、公的関与 の判断基準を設定して「官か民か、官 であるとしても国か県か市町村か」とい う観点から点検した。

基本的な考え方は、住民にとってよりよい公共サービスが提供され、住民の満足度が向上するよう、民間でやった方がよいものは民間に委ねる。 県よりもより住民に身近な市町村がやった方がよいものは市町村で、ということである。また一方、民間の方がより低コストで良質のサービスを提供できるものがあるのではないかとの考え方であり、県の行っている業務を民間に委ねることで、民間のビジネスチャンスがより広がることにも繋がる。

三重県の約3,200本の事務事業について、別表(1)のシートにより7つのテストを行い、総務部が公的関与の判断基準に照らして廃止すべきだと主張した275本の事業について県議会行政改革調査特別委員会の審議を公開の場で行った。その結果、202本の事業を改革期間中(1998年度から2003年度)に計画的に廃止することになった。この中の民営化に係る主なものとして、印刷事業(1997年度印刷事業特別会計廃止)人

間ドック(2001年度総合保健センター廃止)特別養護老人ホーム(2002年度明星園民間譲渡)成人病、ガン等検診事業(1998~2000年度廃止)試験研究機関における依頼試験・検査等の事業(1999年度~2001年度廃止)を挙げることができる。

(3)外部委託化

事務事業の見直しの結果、県の業務 とされたものについても、企画部門の業 務か実施部門の業務かを区分し、実施 部門の業務は原則的に外部委託化を検 討することとした。

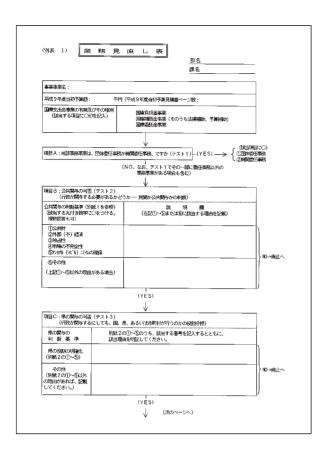
外部委託化の検討にあたっては、実施部門における公共サービスの外部委託化を進めることにより、効率化や公共サービスの質の向上を図ることとした。 具体的には、外部委託のガイドラインを策定し、公用車運転業務や守衛業務などの現業業務、各社統計・調査業務、中央卸売市場などの施設管理業務および農業技術センターの検査や試験・分析等の試験研究・検査業務などの業務ごとに、ガイドラインにより年次計画に基づいて外部委託化を進めることとした。

外部委託に係るガイドライン

基本的な考え方

県が関与すべき事業のうち、実施部 門の業務については

- a. 委託により総体として効率性が拡大 することの検証
- b. 透明性を持った委託手続き



項目D:行政関与の性質区分(f	テスト4)						
当該事務事業の性質上、次の区分 してください。(なお、別紙1の	光区分けし、該当する	SMICC	印を付ける。区分け	こついて	11. 7	図1を参考	iz.
企画 (COULD CHAMPS NOW	実ま		CECHRO	J C Pe		-
		L)
当該事業のうち、上記 が出来がたい場合など	のテスト4では、当該	事業を	単純に企画、実施とも	55 <i>b</i> 1	ZIZ	分けする事	
(DATES) AS AS DATE	COUCIAL FAIRS	~ c	BBN I DICEMT	: e/://e	mis.	7 <u>7,</u> 100	
項目 E: 行政関与の性質区分(<u>₩</u>	_					- I
適宜区分けした事務・事業名(任		(30年)	企 画 (該当欄に)) (: 166 (,
					_		7 1
上記のテスト4で かつテスト5で区	区分けした事業につい けした事務・事業と動	てそのi 使しな!	真葉の一部に別紙 1 に 小場合はテスト 6 へ。	捌げる それ以	事務・導 外はテ	喋が有り、 スト7へ。	←
	<u></u>						
項目F:行政関与の性質区分(テスト6)						
別紙1の事務名	ı	画(核当欄で(()	実施	(該当	欄に(())	-
別紙1の事務名	企	画(核当欄で(()	実 旆	i(該当	捌 にO)]
別紙1の事務名	<u>û</u>	: 画(该当樹で〇)	実 施	i(該当	欄(CO)	
	住おいて、その事務事						
上記のテスト4~6							
上部のテスト4~6 テスト7へ。 第目G: 行が関与の民幣化・外部	において、その事務事]
上記のテスト4~6 テスト7へ。 項目 G: 行び関与の民禽化・外6 テスト4~6においての実験	において、その事務事	の可否	分けが「実施」となっ (〇印を付ける)	った事務	事業	ついてのみ	
上記のテスト4~6 テスト7へ。 項目 G: 行び関与の民禽化・外6 テスト4~6においての実験	において、その事務事	の可否出来なり	分けが「実施」となっ (〇印を付ける)	った事務	事業	ついてのみ	
上記のテスト4~6	において、その事務等 即委託化(テスト7) 民幣化・分割委託化 民幣化・分割委託化	の可含な出来ない由:	分けが「実施」となっ (〇印を付ける)	った事務	事業	ついてのみ	
上記のテスト4~6 テスト7へ。 項目 G: 行び関与の民禽化・外6 テスト4~6においての実験	において、その事務制 原義化化 (テスト7) 民党化・分割で強化 全郎、一部、 吾 (理)	の可容ない 出事:	分けが「実施」となっ (〇印を付ける)	った事務	事業	ついてのみ	

- c. 定期的に見直しを実施するシステム の確立
- d. 住重民サービスの低下を招かないことに留意のうえ、外部委託化を検討し、職場実態を把握しながら可能なものから順次外部委託を図っていく。

検討対象業務の主な類型別方向性

a. 現業業務

守衛業務、公用車運転業務、用務員業務、給食業務、ほ場管理・試験田の収穫・草刈作業などの現業業務については、基本的には外部委託化の検討対象としていく。

b. 定型的業務

各種統計・調査業務、各種受付業務、資料の貸出・情報提供業務、利子補給計算業務、文書終発業務、電算入力業務などの定型的業務(マニュアル化等により誰が事務を行っても同じ結果が得られるものなど)については、契約条項だけでは個人情報(守秘義務)等が担保されない場合を除き、可能なものから順次外部委託化を図っていく。

c. 施設管理·運営業務

中央卸売市場などの県有施設の施設管理・運用業務については、公権力を行使するような指示、指導業務や行政判断を伴う部分を除き、可能なものから順次外部委託化を図っていく。

d. 試験研究·運営業務

農業技術センター、工業技術センター、 環境科学センター、保健所などが行う検 査や試験・分析などの試験研究・検査業 務については、一部例外措置を設けて、 可能なものから順次外部委託化を図っ ていく。

e. その他の業務

各種イベント、講演会・研修会、工事現場 監督補助的業務、用地買収業務等 外部委託に係るガイドラインにより、 1998年度から2003年度までに守衛業 務、給食業務、ほ場管理業務、保清員業 務など6の現業業務、県公報の発行事 務、一般健康診断等に係る事務、庁内 案内業務など10の定型的業務、職員住 宅維持管理業務(一部),学園都市セン ターの維持管理業務など5の施設管理・ 運営業務、試験研究部門の試験分析・ 調査、土壌検査など4の試験研究・検査 業務、現場監督補助業務、用地買収業 務、実務講習会の運営など9のその他の 業務の外部委託(公社、財団を含む)に ついて外部委託化実施計画を立て実行 した。

1951年生まれ。1969年三重県庁入庁。商工、 土木、財政、人事、市町村、税務などの行政に 従事。1995年から三重県の行政システム改革 に財政担当として関わる。2000年に税務政策 課長として三重県産業廃棄物税(法定外目的 税)の創設に関わる。現在は、財政、県税、施設 管理、営繕などの業務を担当。

